

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	津島おでかけタクシー利用者負担軽減事業	①物価高騰の影響に直面した高齢者・障がい者・妊産婦の外出を支援する「津島おでかけタクシー」の市負担額を現在の2分の1から4分の3に増額する。タクシー代が4分の1の料金で利用できることで、日常的な外出をより気軽にし、フレイル予防や健康増進に繋ぐ。 ②消耗品費12,840円、印刷製本費584,100円、通信運搬費1,003,200円、タクシー利用委託料13,019,028円 計14,619,168円(14,620千円) ③(タクシー利用委託料)年間見込件数3,401件×1件当たり利用額1,276円×12か月×1/4 ④高齢者(75歳以上)、障がい者(身体1～3級、療育A・B、精神1・2級)、妊産婦(妊婦及び出産後1年未満の女性)	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等副食費無償化事業	①物価高騰の影響に直面した保護者の経済的負担の軽減を図るため、保育所等を利用する対象子どもの保護者に対し、給食費副食費を半額から無償化するもの ②満3歳以上の対象子どもの副食費を半額から無償化とする(負担金補助及び交付金、歳入(民生雑入)の減免) ③負担金補助及び交付金8,820人、4,800円、42,336千円の1/2 歳入の減免710人、4,800円、3,408千円の1/2 ④対象者:保育所等を利用する満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、市内に住民登録がある者。(職員の給食費は含まれていない。) 対象施設:保育所等(保育所、認定こども園、幼稚園、事業所内保育所及び認可外保育施設)であって、市内に住民登録がある対象子どもが利用する施設	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費無償化事業	①原油価格・物価高騰の影響に直面した小中学生の保護者の経済的な負担軽減を図るため、小中学校児童生徒分の給食費の保護者負担分を令和7年4月分から令和8年3月分まで無料化する。 ②学校給食費の無料化に係る費用 ③小学校(児童分のみ) ・1～5年生1,992人×135円×196日-(欠食分:12,370食×135円)=51,038,370円 ・6年生395人×135円×196日-(欠食分:3,625食×135円)=9,962,325円 中学校(生徒分のみ) ・1～2年生888人×150円×196日-(欠食分:10,155食×150円)=24,583,950円 ・3年生487人×150円×196日-(欠食分:11,688食×150円)=12,564,600円 ・津島高校附属中学校無料化補助金 19人×300円×196日-(欠食分:114食×300円)=1,083,000円 計99,232,245円 ④市内小中学校児童生徒の保護者(教職員の給食費は含まれていない)	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援金(障害福祉サービス等施設分)	①物価高騰の影響を受けて費用が増加している社会福祉施設等(障害福祉サービス等施設)の負担軽減を図り、安定的な福祉サービスの提供を確保するもの。 ②負担金補助及び交付金13,200千円 ③市内の障害福祉サービス等施設132件×1件当たり100千円 ④市内の障害福祉サービス等施設132件	R7.9	R8.3
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援金(高齢者施設等分)	①物価高騰の影響を受けて費用が増加している社会福祉施設等(高齢者施設等)の負担軽減を図り、将来にわたり安定的な高齢者支援体制を確保するもの。 ②負担金補助及び交付金12,500千円 ③市内の高齢者施設等125件×1件当たり100千円 ④市内の高齢者施設等125件	R7.9	R8.3
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援金(民間保育所等分)	①物価高騰の影響を受けて費用が増加している社会福祉施設等(民間保育所等)の負担軽減を図り、将来にわたり安定的な保育サービスの提供を確保するもの。 ②負担金補助及び交付金1,400千円 ③市内の民間保育所等14件×1件当たり100千円 ④市内の民間保育所等14件	R7.9	R8.3
7	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業担い手応援交付金支給事業	①物価高騰の影響を受けて費用が増加している市内に経営農地のある認定農業者の経営回復・経営継続を支援するために給付金を支給するもの。 ②負担金補助及び交付金3,300千円 ③市内の認定農業者33経営体×1経営体当たり100千円 ④市内に住所があり、市内の農地を経営農地に含む、農業経営改善計画の認定申請が、津島市長等から認定を受けている農業者(法人含む)	R7.9	R8.3